

富士宮市奨学金返還支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 富士宮市は、市内産業を担う人材の確保を図るため、市内の中小企業者の事業所等に就業した者で奨学金を返還しているものに対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付については、富士宮市補助金交付規則（昭和59年富士宮市規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条の規定による中小企業者で市が指定する労働環境改善講座を受講したものをいう。
- (2) 事業所等 本社、支社、支店、事業所、工場及び事務所をいう。ただし、法人でない場合は、市長が認めたものに限る。
- (3) 就業 正規雇用者、役員、個人事業主又は家族従業員として就労することをいう。ただし、役員、個人事業主又は家族従業員として就労する場合は、市長が認めたものに限る。
- (4) 奨学金 日本学生支援機構奨学金又はこれに準ずる奨学金で市長が認めたものをいう。
- (5) 大学等 大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校、高等学校及び特別支援学校をいう。

(助成の対象)

第3条 助成の対象となる者は、大学等を卒業した者で次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内の中小企業者の事業所等に就業している者
- (2) 就業日以降において奨学金の返還を行っている40歳以下の者
- (3) 就業後に本市に住民登録のある者
- (4) 市税の滞納がない者

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、奨学金返還残金の額の2分の1の額（1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とし、12万円を限度とする。

（助成対象者の認定）

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、交付を受けようとする年度の2月末日までに、富士宮市奨学金返還支援助成金助成対象者認定申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請し、助成対象者の認定を受けなければならない。

- (1) 市内の中小企業者の事業所等に就業していることを証明する書類
- (2) 奨学金の借入総額及び返還計画が分かる書類
- (3) 住民票の写し

2 市長は、前項の認定をしたときは、助成対象者の認定を受けたもの（以下「助成対象認定者」という。）に対し、富士宮市奨学金返還支援助成金助成対象者認定通知書（第2号様式）を通知するものとする。

（認定の辞退及び取消し）

第6条 助成対象認定者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、富士宮市奨学金返還支援助成金助成対象者認定辞退届（第3号様式）を速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 助成金の交付を辞退しようとするとき。
- (2) 就業の事実がなくなったとき。

2 前項の届出があった場合は、市長は、第5条第1項の規定による認定を取り消し、認定を取り消した者に対し、富士宮市奨学金返還支援助成金助成対象者認定取消通知書（第4号様式）を通知するものとする。

（申請内容の変更）

第7条 助成対象認定者は、第5条第1項の申請の内容に変更があったときは、速やかに富士宮市奨学金返還支援助成金助成対象者認定申請変更届（第5号様式）により市長に届け出なければならない。

2 前項の届出により、第3条の要件を欠くことが判明したときは、前条第2項の規定に準ずるものとする。

（交付の申請）

第 8 条 助成対象認定者は、助成金の交付の申請をしようとするときは、規則第 3 条の規定により、富士宮市奨学金返還支援助成金交付申請書（第 6 号様式）に次に掲げる書類を添えて、交付を受けようとする年度の 3 月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 勤務証明書（第 7 号様式）
- (2) 奨学金返還を証するもの又は奨学金の返還詳細書
- (3) 住民票の写し
- (4) 市税完納証明書

2 前項に規定する交付の申請は、規則第 10 条に規定する実績報告とみなす。

（交付の期間）

第 9 条 助成金の交付期間は、2 年度を上限とする。

（その他）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、副市長決裁の日から施行し、奨学金返還残金の額の 2 分の 1 の額（1,000 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）分の助成金から適用する。

第 1 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

富士宮市長 宛

申請者

住 所

氏 名

⑩

富士宮市奨学金返還支援助成金助成対象者認定申請書

助成対象者の認定を受けたいので、富士宮市奨学金返還支援助成金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

申請者	住 所	〒
	氏 名	
	生年月日	年 月 日 (歳)
	電話番号	() -
就業形態	※ 該当する項目にチェック (✓) をしてください。 <input type="checkbox"/> 市内に事業所を有する会社等に就職 (正規雇用) <input type="checkbox"/> 市内の個人事業者に就職 (正規雇用) <input type="checkbox"/> 市内の個人事業 (商店、農林業等) への専従者 <input type="checkbox"/> 市内に会社等を設立・経営	

就業先	会社名	
	住所	〒
	電話番号	
	就業年月日	年 月 日
奨学金	名称	
	借入総額	円
	返還期間	年 ~ 年 (年間)
	返還残額	円
大学等	学校名	
	住所	〒

(添付書類)

- ・市内の中小企業者の事業所等に就業していることを証明する書類
- ・奨学金の借入総額及び返還計画が分かる書類
- ・住民票の写し

第2号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

富士宮市長



富士宮市奨学金返還支援助成金助成対象者認定通知書

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、下記のとおり助成対象者の認定をしたので、富士宮市奨学金返還支援助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第5条第2項の規定により通知します。

記

認定番号		
認定対象者	住所	〒
	氏名	

【留意事項】

- ・この通知は、助成金の交付を約束するものではありません。
- ・助成金の交付を受けるには、要綱に規定する条件を満たしていることを証する書類を添えて、毎年度、申請する必要があります。

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

富士宮市長 宛

認定番号

住 所

氏 名

㊞

富士宮市奨学金返還支援助成金助成対象者認定辞退届

年 月 日付け第 号により受けた認定について、下記の理由により辞退したいので、富士宮市奨学金返還支援助成金交付要綱第6条第1項の規定により届け出ます。

記

辞退の理由

第4号様式（第6条、第7条関係）

第 号
年 月 日

様

富士宮市長



富士宮市奨学金返還支援助成金助成対象者認定取消通知書

年 月 日付けで届出のあったこのことについて、助成対象者の認定を取り消したので、富士宮市奨学金返還支援助成金交付要綱第6条第2項第7条第2項の規定により通知します。

第5号様式（第7条関係）

年 月 日

富士宮市長 宛

認定番号

住 所

氏 名

㊟

富士宮市奨学金返還支援助成金助成対象者認定申請変更届

年 月 日付けで申請した富士宮市奨学金返還支援助成金助成対象者認定申請書の記載内容について、下記のとおり変更が生じたので、富士宮市奨学金返還支援助成金交付要綱第7条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 変更項目※₁ ※該当する項目に（✓）をしてください。
- | | | |
|--|-------------------------------|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 住 所※ ₂ | <input type="checkbox"/> 氏 名 | <input type="checkbox"/> 電話番号 |
| <input type="checkbox"/> 就業形態 | <input type="checkbox"/> 就業先等 | <input type="checkbox"/> その他（ ） |

- 2 変更内容
（変更前）

（変更後）

※₁変更項目が複数ある場合は、「2 変更内容」欄に項目ごと分かるように記載してください。

※₂住所が変更になった場合は、住民票の写しを添付してください。

第6号様式（第8条関係）

年 月 日

富士宮市長 宛

認定番号
住 所
氏 名

印

富士宮市奨学金返還支援助成金交付申請書

富士宮市奨学金返還支援助成金交付要綱第8条の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 助成金交付申請額 金 _____ 千円

2 居住及び就業状況

(1) 住所 富士宮市 _____

(2) 就業先 会社名 _____
住 所 _____
電話番号 _____

3 助成金の振込先

口座名義人	(カタカナ)		
	(漢字)		
金融機関	銀行		本店・支店
預金種別		口座番号	

注：口座名義人は、申請者本人としてください。

(添付書類)

- ・勤務証明書（第7号様式）
- ・奨学金の返還を証するもの及び奨学金等の返還明細書
- ・住民票の写し
- ・市税完納証明書

